

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## An analysis of the worker cooperative laws in the United States

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2003-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 多木, 誠一郎, Taki, Seiichirou メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1013">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1013</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# アメリカにおける労働者 協同組合の組織設計について\*\*

多木 誠一郎

## はじめに

わが国では労働者協同組合（worker co-operative ; employee cooperative）が最近注目されつつある。高齢化社会に必要とされるケア事業の担い手として、あるいは大量失業時代における雇用創出機能に期待が寄せられている。このような状況の中で、労働者協同組合の経営体としての特質について考察する商法学者もある<sup>(1)</sup>。目を外国に向けると、欧米各国では労働者協同組合が活発に活動している。法制面では統一協同組合法ないし協同組合基本法を有しており、労働者協同組合を含むあらゆる種類の協同組合が協同組合という法形式で設立できる国が一般的である。中には労働者協同組合についての特別の規定を有する国もある。これに対しわが国の協同組合法制は、組合員・事業種類別の分立法制であり労働者協同組合には固有の法制がない。労働者協同組合の中には法人格を取得すべく、他の法形式——例えば株式会社・有限会社・既存の各種協同組合——を便宜的に利用している場合も少なくない。このような法的状況において労働者協同組合の設立を促進すべく、欧米各国のような固有の法を制定すべきであるという意見も出されている。例えば民間のシンクタンクである協

\* 本稿は、平成14年度科学研究費補助金（「協同組合から資本会社への組織変更に関する比較法的考察」課題番号14720030）に基づく研究成果の一部である。

\*\* 紙面の制約により本稿では、アメリカ法とわが法の比較はできなかった。両者の比較につき詳しくは、拙稿「アメリカにおける労働者協同組合法について」浜松医科大学紀要一般教育17号（平成15年予定）参照。

(1) 道野真弘「企業組織としての高齢者協同組合に関する一考察」大川純夫ほか編『高齢者の生活と法』（有斐閣、平成12年）193頁。なお労働法学では、労働者協同組合の組合員である従業員を労働関係諸法でどのように位置付けるのかが問題になる（野川忍「雇用社会における労働者協同組合——労働関係法制の役割と雇用政策上の機能——」協同の発見91号21頁（平成11年））。

同総合研究所は、「労働者協同組合法案」を独自に作成している<sup>(2)</sup>。

わが国では欧米各国の（労働者）協同組合法については、イギリス・スペイン・イタリア・カナダに関して比較的詳細に研究がなされている。しかし外国法研究の対象として最も一般的であり、実際にもわが法に大きな影響を与えているアメリカ法については、ほとんど研究されていない。そこで本稿ではアメリカにおける労働者協同組合法について紹介するとともに、ささやかな考察をする。とりわけマサチューセッツ州労働者協同組合法（以下、「○○州労働者協同組合法」を「○○州法」と略称することもある）—及びその影響を受けて制定された諸州の法—を中心に取り上げる。なぜならマサチューセッツ州法はアメリカで初めて制定された労働者協同組合法であり、模範法の位置付けもなされているからである。

## 第1章 アメリカにおける協同組合法

アメリカでは連邦と州が独自の法域を有しているが、協同組合の組織に関する規整は主として州法によってなされている。州によって協同組合法のあり方は異なるが、ドイツやイギリスと同様に統一協同組合法を有する州とわが国や韓国と同様に分立協同組合法を有する州に区分しうる。統一協同組合法を有する州では、同法に基づき労働者協同組合を設立することも本来的に可能なはずである。しかしながらアメリカにおける協同組合法は主として農業協同組合を念頭に置いて定められている。第二次的には消費者協同組合・住宅協同組合が念頭に置かれている<sup>(3)</sup>。そのため各州の協同組合法は必ずしも労働者協同組合の設立・

(2) 平成9年に第一次案が作成され（作成経過及び条文については、協同総合研究所編『労協法のすすめ—研究年報Ⅲ』（シーアンドシー出版、平成10年）に掲載されている）、第一次案改訂素案が平成12年に公表されている。もっとも立法論を開発する前提として、既存の法形式を利用して労働者協同組合を設立した場合に、如何なる不都合があるのかを明確にしておく必要があろう（拙稿「日本協同組合学会シンポジウム『『協同組合の促進』に関するILO新勧告案をめぐって』によせて」協同の発見116号12頁（平成14年）。同旨、角瀬保雄=川口清史編『非営利・協同組織の経営』（ミネルヴァ書房、平成11年）[松崎良] 238頁）。しかしこの点についてはこれまで明確にされていないと思われる。

(3) David Ellerman, Worker's Cooperatives: The Question of Legal Structure, in: Robert Jackall/Henry M. Levin (eds.), *Worker Cooperatives in America* 258 (1984).

運営にとって相応しいものとはなっておらず、労働者協同組合法が定められる前には、協同組合のみならず他の法形式が利用されていた。例えばパートナーシップ・非営利法人（not-for-profit corporation）という法形式も利用されるが、事業法人ないし会社（business corporation）が最も機能的であると考えられていた。現在でも、労働者協同組合法を有する州を含め、他の法形式とりわけ会社という法形式を利用している労働者協同組合も少なくないという<sup>(4)</sup>。確かに事業法人法は柔軟（flexible）であるため、定款自治の範囲内で労働者協同組合の組織設計も可能である<sup>(5)</sup>。しかし Ellerman/Pitegoff は、大略以下のように問題点を指摘する。労働者協同組合としての緻密さ（precision）や法的確実性（legal credibility）を欠いている。法人名には「協同組合（coop ; co-operative）」という語を用いることはできない（マサチューセッツ州協同組合法 8 条）。小規模協同組合に認められている、州レベルにおける証券登録の自動的な免除を受ける資格がない（マサチューセッツ州統一証券法 402 条(a)項<sup>(12)</sup>）。制定法に明確に典拠を有することによって与えられる正当性（legitimacy）が欠けている<sup>(6)</sup>、と。

上記問題点を克服する新たな労働者協同組合法が、アメリカで初めて制定されたのは1982年マサチューセッツ州においてである。同州に続いて、コネチ

---

(4) 堀越芳昭「アメリカの協同組合法制と労協法の諸類型」協同の発見82号22頁（平成11年）、Henry Hansmann, *The Ownership of Enterprise* 86 (1996) 参照。Hansmann は、「法と経済学」の分析手法によって自身の主張を論証するために、労働者協同組合を事例として取り上げている。しかし同事例は、彼の主張を論証するためのみならず事例自身としても興味深い（*Ibid.*, at Preface X）。なおドイツでも協同組合一般について、株式会社という法形式を用いて協同組合を組織設計する例が少なからず見受けられる。この点については、拙稿「協同組合的株式会社（genossenschaftliche Aktiengesellschaft）について」共済総合研究38号1頁（平成13年）で取り上げた。

(5) 各労働者協同組合が定款を作成する際の参考に供すべく、ICA（Industrial Cooperative Association）Group（以下、「ICA」と略称することもある）によって模範通常定款例（ICA Model Bylaws for a Worker Cooperative (Version III 1995) や基本定款例（Sample Document : Articles of Incorporation for ABC, Inc., a Worker Cooperative (1995)）が作成されている。模範通常定款例には、2種類の出資（Two Classes of Shares）を発行する労働者協同組合の定款例と1種類の出資（One Class of Shares）のみを発行する労働者協同組合のそれがあるが、特に断らない限り本稿では前者に基づいて記述する。

(6) David Ellerman/Peter Pitegoff, *The Democratic Corporation : The New Worker Cooperative Statute in Massachusetts*, 11 N.Y.U. Rev. L. & Soc. Change 453 (1983).

カット・ニューヨーク・オレゴン・ワシントン・ペンシルバニア・アラバマ・メイン・ヴァーモント等の各州で、マサチューセッツ州法型の労働者協同組合法が制定された。それゆえマサチューセッツ州法は、模範法としての位置付けがなされる。労働者協同組合法の制定によって労働者協同組合の設立が促進され、これによって以下のような効果が得られることが期待された。①仕事に対する満足感を従業員に与え、②生産性を高め、③労働による成果を従業員に完全に帰属させ、④あらゆる経済分野における雇用を創出し、⑤地域経済に安定をもたらし、⑥州外への資本・労働の移動を抑制するという効果である（ニューヨーク州法80条参照）<sup>(7)</sup>。マサチューセッツ州型法の条文数は事業法人法のそれと比べて僅かである。例えばマサチューセッツ州では事業法人法は64条から構成されているのに対し、労働者協同組合法は11条にすぎない。上記各州法の中で最も詳細であるペンシルバニア州法でさえも、削除されずに残っている条文数は26条のみである。

このように簡素であるのは、法人としての基本的事項は詳細に定められている事業法人法に依拠し、労働者協同組合の特質のみを別に法定するという手法を採用したからである。そのため労働者協同組合法に特別の定めがなされていない場合には、事業法人法の規定が一般に適用される（マサチューセッツ州法3条。同旨、ニューヨーク州法84条1項、メイン州法1973条）。例えば設立手続き、役員・理事会の権限については、事業法人におけるのと原則として同じである。それではマサチューセッツ州法は、事業法人法や他の協同組合法と比べて如何なる特徴があるのか。言い換えると労働者協同組合法に明定されている事項は何か。一言で述べると、スペインのバスク地方に本拠を有する著名なモンドラゴン協同組合（Mondragon Cooperative Corporation）で発達した制度を取り入れている点が特徴である。第一に、組合員（社員）たる地位である。組合員たる地位を取得しうるのは、当該労働者協同組合で労務を提供する者（従業員）のみである。反対に労務を提供する者は、組合員たる地位を有していかなければならない。組合員＝従業員（労働者）という意味での一体性が原則である。第二に、管理運営への組合員参加である。株式会社では出資

---

(7) cf. The ICA Group, The Massachusetts Law for Worker Cooperatives : MGL Chapter 157A 2 (1983).

額（持株数）が、管理運営への参加度合いを定める基準になる。これに対し労働者協同組合では、国際協同組合同盟の定める世界的規模で認められている協同組合原則に基づき、協同組合的な民主的原理に基づく。各組合員=従業員に平等の議決権（1票）が配分される<sup>(8)</sup>。第三に、経営成果の組合員への分配である。株式会社では出資額が、他の協同組合では事業利用分量や出資額が分配の基準になる。これに対し労働者協同組合では従事分量に基づいて分配がなされる。第四に、資本構造である。内部資本勘定と共同（集団）積立金勘定という独特の資本勘定について定められている。これが、組合員たる地位に基づき有する諸権利の束（bundle of rights）から「純財産に対する権利」を分離するための素地となる<sup>(9)</sup>。第五に、税法上の恩典との関係である。これはモンドラゴン協同組合とは直接の関係はないが、連邦内国歳入法 Subchapter T に合致して税制上の恩典を享受しうる剰余金分配手続きがマサチューセッツ州法に定められている。以下では以上5点のうち、税法上の特徴である第5点を除く企業法上の4つの特徴について考察する。

## 第2章 組合員たる地位

### 第1節 取得

労働者協同組合に加入して組合員になる、言い換えると労働者協同組合の組合員たる地位を取得するにはどのような手続きを履践しなければならないのか。マサチューセッツ州法は、以下のように定めている。「組合員（member）」と

---

(8) アメリカでは1人1議決権ではなく、patronage 分量（出荷量）に基づいて議決権を配分する農業協同組合も少なくない（堀越芳昭『アメリカにおける協同組合原則論の展開——1945年以前の諸説を中心に』（全国農業協同組合中央会=協同組合図書資料センター、平成9年）32-38頁）。また農業金融機関（協同組合）では、組合事業の利用分量に基づき議決権のある出資証券を利用者が所有するように義務付けられている（神田秀樹「アメリカの農業金融機関の自己資本」青竹正一ほか編『現代企業と法——企業組織・取引・有価証券——』（名古屋大学出版会、平成3年）265頁）。してみれば立法論として、労働者協同組合で議決権を配分するに際して、形式的な頭数割ではなく労働を中心に据えて patronage 分量（従事分量）を基準として採用できないのであろうか。そうすれば組合員資格・剰余金割戻しのみならず、議決権配分の基準も労働に据えることができよう。

(9) cf. Ellerman, *supra note(3)*, at 260-261.

は、組合員になること（membership）を承諾（acceptance）され、かつ労働者協同組合によって発行された組合員出資（membership share）<sup>(10)</sup>を所有する（own）自然人である（同法2条。同旨、アラバマ州法10-14-2条5項、ヴァーモント州法1082条3項、ニューヨーク州法81条2項、メイン州法1972条2項）。組合員たる資格を有する者による加入申込みを組合が承諾し、その者が出資をなすという手続きが必要とされる。

## 一 組合員たる資格

労働者協同組合は、組合員と労務提供者——従業員・労働者・従事者——が一致するのが理念型である。生産協同組合に共通する特質である。組合員は組合で労務を提供する必要があるし、逆に労務を提供する者は組合員でなければならない。法人その他の団体のように肉体を有しないものは、それ自体では労務の提供をなしえないため組合員になれない。この点で資本出資者の集まりである株式会社と異なる。①自然人、②労務提供者という2点が、組合員たる資格である。上記②についてデラウェア州法（非マサチューセッツ州型法）では実際上の必要性が考慮されたのであろう、組合員の過半数は従業員でなければならないと定め（同法1403条(a)項）、半数未満の範囲で労務を提供しない組合員を許容している。マサチューセッツ州法は、組合員たる資格としての労務提供者について以下のように明定しており、労働者協同組合の理念に忠実である。「パートタイム又はフルタイムで労働者協同組合によって雇用されていない限り、いかなる者も組合員として承諾されてはならない（マサチューセッツ州法6条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-6条(a)項、ヴァーモント州法1086条(a)項、メイン州法1977条）」。「パートタイム」とはどの程度労働すればよいのかにつ

---

(10) ここで「share」とは、「社員ないし出資者」たる地位を意味する。「株式」あるいは「持分」とshareは一般に邦訳される。株式会社でないので、「株式」の訳語を当てることは不適切である。他方「持分」であれば、例えば「share issued …（マサチューセッツ州法2条）」を「…発行された持分」と訳さざるをえなくなるが、わが法では馴染みのない用語法であり、やはり適切でないと思われる。そこで本稿では敢えて「出資」と訳した。なぜなら例えば協同組織金融機関の優先出資に関する法律（優先出資法）では、優先出資に関してであるが出資者たる地位を意味する語として「(優先) 出資」が用いられている。また資産の流動化に関する法律でも、「(優先) 出資」が社員たる地位を意味する語として用いられているからである。それゆえ本稿では「出資」とは、例えば「出資の払込み」という場合における払い込まれる金銭という意味での「出資」のみを意味するのでない。

いてマサチューセッツ州法は定めていないが、マサチューセッツ州型法であるアラバマ州法は少なくとも半日勤務を要求している（同法10-14-6条(a)項）。もっともパートタイムあるいはフルタイムかという区分よりも、短期的か（temporary）あるいは長期的か（permanent）という区分がより重要であろう<sup>(11)</sup>。職の保障や生きがいを感じる働き方をも労働者協同組合が目指している点に鑑みれば、ある程度長期間に渡る労務の提供を理想とするのはもっともなことだからである。

株式会社で従業員持株会を通じて間接的に、あるいは直接的に従業員が会社の株式を有している場合には、従業員は社員（株主）でもある。しかし従業員が社員であるべき理論的必然性はない。これに対して労働者協同組合では理念型にしたがえば従業員は社員（組合員）でなければならない。実際には必要性に妥協して、非組合員たる従業員を一定範囲で許容するのが一般的である。例えばコネチカット州法は全従業員の50%（同法33-418i条(a)項）、デラウェア州法（同法1403条(b)項）・ヴァーモント州法（同法1086条(a)項）は同50.1%が組合員でなければならないと定めている。マサチューセッツ州法ではこの点につき定めはない。非組合員である従業員の比率がモンドラゴン協同組合では定款で10%に制限されているが<sup>(12)</sup>、モンドラゴンモデルを米国に導入したマサチューセッツ州法はなぜ定めを置かなかったのであろうか。労働者協同組合の理念型に配慮すべくマサチューセッツ州法上の労働者協同組合では、非組合員たる従業員を少なくとも一定範囲に制限する定めを、基本定款ないし通常定款に置く必要があるのでなかろうか。

## 二 承 諾

組合員たる資格を有するものが、自動的に組合員たる地位を取得するのではない。資格を有するものが加入の申込みをした場合に、組合が承諾することを

---

(11) The ICA Group, Annotations to the Model Bylaws D-5 (1995).

(12) William Foote Whyte/Kathleen King Whyte, Making Mondragon : The Growth and Dynamics of the Worker Cooperative Complex 70, 278 (2nd ed., rev. 1991). モンドラゴン協同組合では、その後非組合員たる従業員が許容される比率が緩和されているようである（石塚秀雄=坂根利幸監修『共生社会と協同労働——スペイン非営利協同の実験——』（同時代社、平成12年）82頁[二上護] 参照）。

要する。国際協同組合同盟の定める協同組合原則第一原則にあるように、「自発的で開かれた組合員制（Voluntary and Open Membership）」が協同組合の基礎的特質である。組合員たる資格を有するものでも組合への加入を強制されないとともに、資格を有するものであればすべてのものに開かれている。マサチューセッツ州型法であるニューヨーク州法は、モンドラゴン協同組合に倣い試用期間の経過後組合員として承諾することを義務付けている（同法88条1項）。マサチューセッツ州法は、組合員としての承諾方法を基本定款又は通常定款で定めることを要求するのみで（同法6条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-6条(a)項、ヴァーモント州法1086条(a)項、メイン州法1977条）、承諾についての基準に触れていない。組合員として承諾される機会が、自治法規により非組合員たる従業員に保障されなければ組合員と非組合員に従業員が2階層化し、ひいては協同組合が会社化するという指摘もなされている<sup>(13)</sup>。しかし上記（「一」）の通り実際上の必要性に妥協し、非組合員従業員を一定割合受け入れざるをえないとすれば2階層化は必然的であり、ニューヨーク州法のような規定を自治法規に定める意味は大きいのであろうか。ICAが作成した基本定款例・模範通常定款例には、非組合員従業員の組合員化を保障する定めはない。

### 三 組合員出資

株式会社は大規模な事業を遂行するため、多くの資本を必要とする。資本は、株式の発行によって一般大衆から調達する。構成員の人格（属性）は重視されず、構成員は資本拠出者にすぎない。これに対し協同組合は生活、事業又は労働において共通の利害を有するものの集まりであり、資本より構成員の人格が重視される。このような意味で株式会社が資本団体であるのに対し、協同組合は人的団体と伝統的にいわれる。もっとも協同組合も事業を行うため資本が必要である。組合員は出資を所有する義務を負うのが一般的である。マサチューセッツ州法は、組合員出資の所有を組合員に要求する（同法6条(b)項。同旨、アラバマ州法10-14-6条(a)項、ヴァーモント州法1086条(b)項、ニューヨーク州法88条2項、メイン州法1978条2項）。組合員出資に対する法的な対価を加入

---

(13) Lewis D. Solomon / Melissa B. Kirgis, Business Cooperatives : A Primer, 6 DePaul Bus. L. J. 242 (1994).

金 (membership fee) という場合もある。それでは出資の所有は組合員の義務であるのか、あるいは加入申込者の義務であろうか。言い換えると組合員（社員）たる地位は、どの時点で取得するのか。株式会社では社員（株主）たる地位は株式に結びつけられているため、株式を取得した時に社員たる地位を取得することにつき疑いはない。これに対して協同組合では組合員たる地位を取得するには組合の承諾のみで足り、出資の所有は組合員たる地位を取得した後の問題であるのか、あるいは承諾のみならず出資の所有も組合員たる地位の取得に必要とされるのであろうか。

組合による承諾のみで組合員になるとも考えうる。マサチューセッツ州法を起草した ICA のスタッフ（当時）である Ellerman が大略以下のように述べているのは、承諾のみで組合員となり、出資の所有は組合員たる地位を取得した後の問題であることを前提にしているといえなくもない。組合員たる地位は購入するものでない。組合員たる地位に関する財務上の義務として、「組合員」による一定の投資が命じられるであろう<sup>(14)</sup>、と。しかし理論的にはさておき実定法上は、「組合員」を定義するマサチューセッツ州法 2 条を素直に解し、承諾に加えて出資の所有によって組合員たる地位を取得すると考えるのが自然であろう。マサチューセッツ州型法であるアラバマ州法・ヴァーモント州法は、出資払込方法として賃金からの控除（payroll deduction）等も許容する。一種の分割払込みである。この場合払込みが完全になされているのか否かにかかわらず、組合員出資は発行可能である（アラバマ州法 10-14-6 条(c)項、ヴァーモント州法 1086 条(c)項）。

## 第 2 節 喪 失

脱退とは、協同組合存続中における組合員たる地位の喪失（終了）である。自発的で開かれた組合員制という特質は、組合からの脱退の自由も意味する（任意脱退）。組合員は自由意思に基づく脱退を組合から拒絶されないし、自由意思に反して脱退を強制されない。もっとも組合員の自由意思によらず組合から脱退を強制される「除名」は、例外的にあるいは当然の前提として協同組合に一般的に認められる。組合員たる資格を喪失すると、組合員の意思に関わり

---

(14) Ellerman, *supra* note(3), at 269.

なく当然脱退となる。

組合員たる地位と従業員たる地位は本来別であるが、労働者協同組合では両者が密接に結びついている。従業員たる地位は、組合員たる資格であるのが理念型である。それゆえ従業員たる地位を喪失すると、当然脱退になる。マサチューセッツ州法には脱退事由を定める規定はないが、基本定款又は通常定款に定められる（同法6条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-6条(a)項、ニューヨーク州法88条1項、メイン州法1977条）。組合員たる資格として従業員であること厳格に要求するので、労務の提供を止めれば当然脱退になる。反対に組合員たる地位を喪失しても、——非組合員従業員を認めている場合には——従業員たる地位は必ずしも喪失しない。合理的な組合員を基準にすれば組合員たる地位を自らの意思によって放棄し、依然として従業員たる地位にとどまるとは考えにくい。なぜなら組合員であれば下記（第3章）の通り、賃金に加えて従事分量割戻しを受けうるからである。

組合員たる地位が終了した場合には、組合・組合員間の権利義務関係とりわけ財産関係の処理が問題になる。マサチューセッツ州法では脱退時における組合員出資の払戻し、すなわち取消し（recall）・償還（redemption）について、基本定款又は通常定款に定めがなされる（同法9条(b)項。同旨、アラバマ州法10-14-10条(b)項、ヴァーモント州法1090条(b)項、ニューヨーク州法92条2項、メイン州法1981条2項）。定めるべき内容について法定されていない。例えば通常定款に定める償還条件に従って、組合員出資を労働者協同組合に譲渡する（基本定款例5条、模範通常定款例2条2.C項）。内部資本勘定を設けている労働者協同組合では組合員たる地位が終了すると第一に、当該年度末で同組合員の内部資本勘定が閉鎖（close）される。勘定残高は存続するのが通常であるが、次年度以降における組合の損益は、脱退者の内部資本勘定には分配されない。第二に、組合・組合員間の財産関係が処理される。内部資本勘定が設けられるのは、組合員出資ほか組合員が組合財産に対して有する分け前の償還（払戻し）価額を決定するためでもある（マサチューセッツ州法9条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-10条(a)項、ヴァーモント州法1090条(a)項、ニューヨーク州法92条1項、メイン州法1981条1項）。内部資本勘定残高は、脱退すると組合員に払い戻されるべき金額である。しかし脱退時に全額支払われると組合の財務状況が悪化するので、割賦代金の支払いのように一定期間に渡り支払いを

なすことを定款に定めうる。例えば勘定残高のうち加入金に相当する額の払戻しは、現金、約束手形又は理事会が定めるその他の財産によって脱退時になす（模範通常定款例 3 条3.B 項(1)）。配分通知書・資本出資のような加入金以外に対する分け前は、脱退とは関係なく支払期日延期計画（Roll-Over Plan）に基づく定時償還（periodic redemption）を基本定款又は通常定款で認めるともできる（マサチューセッツ州法 9 条(b)項。同旨、アラバマ州法 10-14-10 条(b)項、ヴァーモント州法 1090 条(b)項、ニューヨーク州法 92 条 2 項、メイン州法 1981 条 2 項）<sup>(15)</sup>。組合員たる地位に基づき有する権利から組合財産に対する分け前が分離している、言い換えると組合員たる地位を喪失しても組合財産に対する分け前を有し続ける（第 3 節「一」）。

### 第 3 節 組合員たる地位に基づき有する権利

#### 一 総 説

マサチューセッツ州法では、組合員たる地位に基づき組合に対して組合員が有する権利義務は、事業法人の社員（株主）と原則として同じである。ただし法に異なる定めがある場合にはそれによる（同法 6 条(d)項。同旨、アラバマ州法 10-14-6 条(d)項、ヴァーモント州法 1086 条(e)項、ニューヨーク州法 88 条 5 項、メイン州法 1973 条）。例えば議決権の配分基準や剰余金の割戻基準は事業法人と異なる。社員たる地位に基づき社員が有する権利の代表的なものとして、①剰余金の割戻し（配当の支払い）を受ける権利（第 3 章）、②法人の純財産に対する権利（純財産に対する分け前の払戻しを受ける権利。第 4 章）、③議決権（「二」）が伝統的に挙げられる<sup>(16)</sup>。協同組合の組合員は、上記①～③を組合員（ないし出資者）たる地位に基づき有するのが一般的である。従業員所有会社（employee-owned corporation）では、社員たる地位は労働と密接な関わり合いを有する。直接的に従業員が株式を有する場合もあるし、従業員持株制度（Employee Stock Ownership Plan；ESOP）のように信託方式で間接的に従業員が株式を有する場合もある。いずれにせよ上記①～③の権利は、株式

---

(15) Richard Feldman, An Illustrated Guide to the Internal Capital Account System for Worker-Owned Cooperatives : Concepts, Mechanics, and Taxation 13 (1988) ; The ICA Group, *supra* note(11), at D-17.

(16) Ellerman, *supra* note(3), at 260-261.

の所有=出資に帰せられているのは一般の株式会社と同じである。株式は財産権であり、譲渡・相続の対象になる。これに対し内部資本勘定を設けている労働者協同組合では（第4章第1節）、組合員たる地位に基づき組合員が有する権利は上記①③のみである。他の協同組合や（従業員所有）会社と異なり上記②は、組合員たる地位から分離している。加えて上記①③は——理論的には<sup>(17)</sup>——出資でなく、労働という機能的役割（functional role）に帰せられる一身専属権（人格権。personal rights）である（「二」）。上記①③から構成される組合員たる地位に基づく権利は、本来的には財産権と異なり相続や譲渡の対象にならない。

## 二 議決権

株式会社では持株数に比例して議決権が配分される。資本団体では、より多く出資したものにより多くの議決権を与えるのが合理的だからである。これに対し協同組合では国際協同組合同盟の定める協同組合原則第二原則にあるように、「組合員による民主的管理（Democratic Member Control）」が基礎的特質である。第一次協同組合では組合員は、平等の議決権（1人1議決権）を有する。マサチューセッツ州法では、組合員出資は議決権付出資である。議決権を帶有する唯一の出資であり、下記例外はあるが他の出資には議決権は帰属していない。各組合員出資は1議決権を帶有している。上記第二原則に忠実であるべく、各組合員が複数口数の組合員出資を有することは許されない（同法6条(b)項・7条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-6条(b)項・10-14-8条(a)項、ヴァーモント州法1086条(b)項・1087条(a)項、ニューヨーク州法88条2項・89条1項、メイン州法1978条1項・3項・4項）。組合員出資の譲渡を制限する規定がマサチューセッツ州法に置かれていない点に疑問を呈し、自治法規で譲渡制限をすべきという見解もある<sup>(18)</sup>。組合員出資を有することができる組合員のみ

---

(17) 剰余金の割戻しを受ける権利を、従事分量に基づき割戻しを受ける権利と設計すれば（第3章）、「労働」に完全に帰せられる権利と特徴付けられる。これに対し議決権は、組合員出資に1つずつ帯有（帰属）するものと設計されているため（「二」）、形式的には出資と結びついている。もっとも労務の提供を終了すれば、組合員たる資格を喪失し組合員出資の取消し・償還がなされるのが一般的であるため（第2章第2節）、実質的には議決権は「労働」に結びつけられているともいえる。

(18) Solomon/Kirgis, *supra* note<sup>(13)</sup>, at 244.

であり、かつ複数口数を有することはできないと明定されていても譲渡制限規定を置く必要はあるのだろうか。

労働者協同組合における議決権は、理論的（実質的）には一身専属権と特徴付けられる。すなわち議決権が与えられるのは、労働者協同組合での労働という機能的役割所以である（「一」）。株式会社と異なり、出資に議決権が帶有しているのでない。一身専属権であれば譲渡できない。むしろ譲り受ける必要はない。誰でも労働という機能的役割を果たせば、議決権は付与されるからである<sup>(19)</sup>。そうするとマサチューセッツ州法が出資と議決権を完全に——法形式的にも——切斷しないのはなぜであろうか。確かに組合員出資は、組合員のみがしかも1口しか有することができないので、議決権付出資の発行によっても1組合員1議決権は維持される。しかし人格権と特徴付けるのであれば、両者を切斷するのがより自然ではなかろうか。

組合員による民主的管理を徹底すれば議決権は、組合員のみに与えられるべきであるが、例外が認められる場合がある。協同組合は経済的弱者を構成員とするため、構成員から多額の資金を調達することは期待できない。また組合員たる資格が定められており、潜在的な組合員が制限される。そのため広範な大衆から資金調達する可能性が閉ざされており、株式会社と比べ資金調達能力が欠如している点が問題になってきたのは周知の通りである。そこでこのような弱点を克服すべく、組合員以外のものに出資を発行して資金調達をなす機会が与えられる場合がある。ヨーロッパ協同組合法草案（Der Entwurf zum Statut der Europäischen Genossenschaft）では、本来の組合員以外のものへの出資の発行が許容されている。無議決権出資のみならず（同案48条1項）、議決権付出資を本来の組合員以外のものも有しうる（同案49条）。すなわち利用を目的とせずに出資するものも出資者にとどまらず、投資目的組合員として協同組合の構成員に統合されている。ドイツで看取しうる傾向である物的協同組合（kapitalistische Genossenschaft）の組合員構成に影響されたものである<sup>(20)</sup>。マサチューセッツ州法では、組合員出資と異なる種類の資本出資の発行が許容されている。資本出資は組合員のみならず非組合員にも発行してよいが、

---

(19) Ellerman, *supra note(3)*, at 261; Ellerman/Pitegoff, *supra note(6)*, at 459-460.

(20) Lothar Vollmer, *Die kapitalistische Genossenschaft*, 1995, S.8-9.

内部資本勘定協同組合は組合員以外に資本出資を発行できない（第4章第1節「二」）。資本出資は無議決権出資（nonvoting investment share）であるのが原則であるが、同法又は基本定款で議決権が付与される例外的な2つの場合がある（同法7条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-8条(a)項、ヴァーモント州法1087条(a)項、ニューヨーク州法89条1項、メイン州法1978条4項）。第一に、無議決権出資を有するものに不利な影響を与える基本定款の変更が行われる場合である。議決グループ（voting group）による議決権行使をする権利が与えられる（マサチューセッツ州法7条(c)項。同旨、ヴァーモント州法1087条(c)項、ニューヨーク州法89条3項、メイン州法1978条4項）。第二に、議決権付出資の非組合員への発行が基本定款で認められている場合である。本来の組合員以外のものに議決権が付与される点で、ヨーロッパ協同組合法草案と同じである。組合員による民主的管理を維持するには、少なくとも議決権の過半数を組合員が有する必要がある。この点についてマサチューセッツ州法は明定していないので（デラウェア州法1404条(a)項対照）、自治法規で規制する必要があると思われる。

### 第3章 経営成果の組合員への分配

#### 第1節 総 説

株式会社・協同組合は経済活動を行う団体であり、その結果剰余（利益）が発生すれば社員に分配しうる。あるいは財務の強化・健全化のために積立金として団体内部に留保される。しかし両団体の性格の相違により社員への分配の基準が異なる。株式会社では利益配当の基準は、資本的貢献度すなわち出資額ないし持株数である。資本団体では、より多く出資したものにより多くの配当を与えるのが合理的だからである。会社に出資して株主になるのは、会社の活動から生じる利益の配当に与るためである点からも頷ける。これに対し一般の協同組合では剰余金の割戻基準は、第一義的に組合員による組合事業の利用分量であるのが本来の姿である。組合員が組合に加入するのは、組合事業の利用を通じて自らの生活・事業に対する助成を受けるためである。剰余の源泉である組合員による利用分量に応じて割り戻すのが理に適っている。剰余の発生に、

より多く貢献したものにより多く割戻しをする、ないし実費手数料主義に鑑みて徴収しすぎた手数料を返還するという意味である。もっとも実際には、事業利用分量とともに払込済出資額が割戻基準とされることもある。資金調達の便宜を考慮したためであろう。それでは労働者協同組合では、何を基準にして剰余金の割戻しがなされるのか。労働者協同組合は一般の協同組合と異なり、事業の利用でなく事業に対する労務の提供を通して、組合から助成を受ける<sup>(21)</sup>。このような相違に応じて割戻基準も、「労務の提供」量（従事分量）が用いられる。「労務の提供（労働）」という機能的役割に割戻しが帰せられる。

## 第2節 剰余金処分の方法・順序

アメリカでは剰余金処分の方法・順序を法定している州協同組合法もあるが、マサチューセッツ州法では剰余金処分（損失処理）の方法は、基本定款・通常定款の定めによる。模範通常定款例では当期剰余金すなわち当年度の損益計算の結果は、—優先出資に対する配当を除くと—共同積立金勘定にまず繰り入れられ、次いで従事分量割戻しに充てられる（同定款例3条2.B項）。剰余金を組合員に割戻す場合には基準として、従事分量によることが明確に許容されている。一定期間内における各組合員の従事分量が、全組合員による同期間内の総従事分量において占める割合によって剰余金は分配される。「従事分量」とは、労働者協同組合の組合員として行った労務の提供量（労働量）を意味し、基本定款・通常定款に基づき測定される（マサチューセッツ州法8条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-9条(a)項、ヴァーモント州法1088条(a)項、ニューヨーク州法90条1項、メイン州法1980条1項）。それゆえ賃金（wage）とは別に、組合員として剰余金の分配を従業員は受けうる。労働量の測定は具体的には上記の通り定款の定めによるが、測定に影響する要素として賃金・労働時間・技能水準（skill level）・経験・責任が考えられる。全ての労働が尊いという考え方によれば分配は時間によるのが相応しく<sup>(22)</sup>、ICA模範通常定款例では労働

(21) アメリカでは組合員と組合事業との関わり方が利用あるいは従事であるのかにかかわらず、これらの分量に基づく割戻しは patronage allocations (dividends) と総称される。内国歳入法 (Internal Revenue Code) に由来する。具体的には US Code Title26 Subtitle A Chapter 1 Subchapter T (Cooperatives and their Patrons) 1381条—1388条に税法上の恩典について定められている。

(22) Solomon/Kirgis, *supra note(13)*, at 258. これに対し賃金は、労働の種類に

時間数を基準にしている（同定款例 3 条2.A 項(2)）。

剰余金の分配は、必ずしも現金でなされるのでない。内部資本勘定の貸方記入 (credit)、配分通知書 (written notices of allocation)、又は資本出資 (capital stock) の発行によっても行える（マサチューセッツ州法 8 条(b)項。同旨、アラバマ州法 10-14-9 条(b)項、ヴァーモント州法 1088 条(b)項、ニューヨーク州法 90 条 2 項、メイン州法 1980 条 2 項）。実際には従事分量割戻しの一部分のみを現金で行い、その他の部分は各組合員の内部資本勘定の貸方に記入され、組合内部に留保される。基本定款又は通常定款に定めがあれば、各組合員の内部資本勘定残高に対して利息を現金で支払い又は同勘定に貸方記入できる（マサチューセッツ州法 9 条(c)項。同旨、アラバマ州法 10-14-10 条(c)項、ヴァーモント州法 1090 条(c)項、ニューヨーク州法 92 条 3 項、メイン州法 1981 条 3 項）。利率の制限は法定されていない。配分通知書によって、内部資本勘定への繰入額を各組合員は知ることができる。配分通知書とは、①組合員の従事分量割戻しのドル表示額、及び②協同組合によってなされる同表示額の支払いの条件 (term) を、組合員に対して開示する文書 (instrument) である（マサチューセッツ州法 9 条(a)項。同旨、アラバマ州法 10-14-2 条 7 号、ヴァーモント州法 1082 条 7 号、ニューヨーク州法 81 条 4 項、メイン州法 1972 条 5 項）。内部資本勘定への剰余金の繰入れによって、剰余金を利用した自己金融が可能になる。

## 第4章 資本構造

マサチューセッツ州法で最も特徴的なのが資本構造である。内部資本勘定・共同積立金勘定について定めがある。同州法の特徴として上記で取り上げた 3 点については、他の協同組合法の諸特徴やそこで見られる概念を用いて一応説明できる。これに対し内部資本勘定・共同積立金勘定制度は、モンドラゴン協同組合の長年の経験により生み出された構造を継承した独特的の制度である。

---

よって異なるのが通常である。例えばモンドラゴン協同組合では、組合員の最低賃金と最高賃金との間の格差は 1 対 6 を超えてはならない (Greg MacLeod, From Mondragon to America : Experiments in Community Economic Development 41-42 (1997))。

## 第1節 内部資本勘定

### 一 意 義

労働者協同組合は、基本定款又は通常定款によって内部資本勘定制度 (system of internal capital accounts) を設けることができる（マサチューセッツ州法9条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-10条(a)項、ヴァーモント州法1090条(a)項、ニューヨーク州法92条1項、メイン州法1981条1項）。労働者協同組合の純粹な (pure) 構造であるが、マサチューセッツ州法は内部資本勘定制度の設置を強制せず、伝統的な複合協同組合との選択を許容している。内部資本勘定制度を設けなければ労働者協同組合という法形式をとれないとすると、他の法形式をとる既存の——実質上の——労働者協同組合が労働者協同組合という法形式に変更する妨げになりうることが立法政策上考慮されたようである<sup>(23)</sup>。その結果複合協同組合のままで（「三」）、労働者協同組合という法形式を選択できる。

貸借対照表上の資本勘定として、組合員別に内部資本勘定が設けられる。加入金や追加出資が、組合員ごとに設けられる内部資本勘定に記入される。従事分量割戻しのうち、現金で支払われない部分も本勘定に留保される（マサチューセッツ州法10条(b)項。同旨、アラバマ州法10-14-10条(b)項、ヴァーモント州法1091条(b)項、ニューヨーク州法93条2項、メイン州法1982条2項参照）。純財産の一部が、各個人別口座ともいうべき同勘定で表される。組合財産に対する権利を組合員出資は帶有していない。すなわち純財産に対する各組合員の分け前は組合員たる地位から分離され、内部資本勘定で表される。組合員出資・資本出資・配分通知書の償還価額は、各組合員の同勘定残高によって決せられる（マサチューセッツ州法9条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-10条(a)項、ヴァーモント州法1090条(a)項、ニューヨーク州法92条1項、メイン州法1981条1項）。

### 二 内部資本勘定協同組合

内部資本勘定についての定めとは別に、内部資本勘定協同組合 (internal capital account cooperative) について定めがある。①各組合員に1つずつ

---

(23) cf. Ellerman/Pitegoff, supra note(6), at 457.

ある内部資本勘定、及び共同積立金勘定で組合の全帳簿価額が表されており、かつ②組合員以外の如何なるものも資本出資を所有していない労働者協同組合である（マサチューセッツ州法10条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-11条(a)項、ヴァーモント州法1091条(a)項、ニューヨーク州法93条1項、メイン州法1982条1項）。そうすると内部資本勘定協同組合では内部資本勘定のみならず共同積立金勘定が設けられるのに加え、組合員以外のものは純財産に対する分け前を持てないのである。言い換えると非組合員に対して、無議決権出資を発行して資金調達する機会も認められないのだろうか。模範通常定款例に即していようと Two Classes of Shares 型であれば内部資本勘定を設けていても、もはや内部資本勘定協同組合ではなくなるのか。なぜなら優先出資である Class B shares は組合員以外のものにも発行でき（同定款例 2 条 3 項）、内部資本勘定・共同積立金勘定・優先出資者のための勘定から自己資本が構成されるからである（同定款例 3 条 1 項）。これに対し同定款例 One Class of Shares 型の資本構造をとる場合のみ、内部資本勘定協同組合であるのか。

内部資本勘定協同組合では、個々の内部資本勘定と共同積立金勘定の残高総額が労働者協同組合の純帳簿価額に等しくなるように、各会計年度末に調整されなければならない（マサチューセッツ州法10条(c)項。同旨、アラバマ州法10-14-11条(c)項、ヴァーモント州法1091条(c)項、ニューヨーク州法93条3項、メイン州法1982条3項）。内部資本勘定残高と共同積立金勘定残高の合計額で純財産は表され、それ以外には純財産を表す勘定はない。

### 三 複合協同組合の弱点

内部資本勘定制度はモンドラゴン協同組合で考案され、組合の強化・安定に多大な貢献をしてきたとされる<sup>(24)</sup>。複合（hybrid）構造の協同組合（複合協同組合）と特徴付けられる伝統的な協同組合と異なり、組合財産に対する権利を組合員出資は帶有していない。純財産に対する組合員の分け前は、組合員たる地位から分離されている。組合員出資の所有割合でなく、内部資本勘定によって分け前が表される。これにより複合協同組合における以下のような弱点の克服が可能になる。

---

(24) Whyte/Whyte, supra note<sup>(12)</sup>, at 278.

複合協同組合は、協同組合一般法ないし事業法人法の下で法人化されている合板協同組合（plywood cooperative）のような伝統的な労働者協同組合で見られる<sup>25)</sup>。hybridとは、資本団体的要素と協同組合的要素の複合体であることを意味する。組合財産に対する権利が出資に帶有している点で資本団体的である一方、議決権が頭数割で平等に配分される点で協同組合的である。複合協同組合は経営が順調に行けば、皮肉なことに資本団体化するという弱点を有するとされる。協同組合で労務を提供しようとする者は、出資して組合員たる地位を取得するのが本来の姿である。しかし組合員数が増加すると1組合員当たりの剰余金分配額が減少するので、非組合員従業員として雇用される。更に組合への加入が組合に承諾されるとても、業績のよい組合では充実した内部留保を反映して組合員出資が高騰し、従業員が取得するのは困難になる。その結果非組合員従業員が増加して資本団体に変貌し、既存の組合員＝従業員は投下資本を回収するために協同組合全体を投資家に売却することになるという<sup>26)</sup>。

これに対して内部資本勘定を設ければ、組合員出資の発行価額を安価に保つことが可能になる。なぜなら組合員出資は、組合財産に対する権利を帶有していない。組合財産に対する分け前が組合員たる地位から分離しているため、組合の事業が成功しても組合員出資の価値は増加しない。組合財産に対する個々の組合員ごとの分け前を内部資本勘定が示しているからである。労務の提供を希望する者は組合員出資を取得しやすくなり、非組合員従業員の増加による資本団体化が阻止される。

#### 四 内部資本勘定制度の弱点

労働者協同組合の理想の1つとされてきた、モンドラゴン協同組合に起源を有する内部資本勘定制度には、上記（「三」）の通り複合協同組合の弱点を克服できる利点がある。しかし他方で弱点も指摘できよう。協同組合は、組合員の加入・脱退に伴って資本が増減する「資本の可変性」を特徴とする。脱退が一

---

(25) Ellerman, *supra note(3)*, at 270; Ellerman/Pitegoff, *supra note(6)*, at 445, 447; Solomon/Kirgis, *supra note(13)*, at 263.

(26) なお Hansmann は、本文で述べた理由による資本団体への変貌に疑問を唱え、組織としての従業員所有企業の非効率性にその理由を求めている (Hansmann, *supra note(4)*, at 83)。

度に集中すると、多額の資本が払い戻されて財務状況が悪化する<sup>⑦</sup>。内部資本勘定を設けている協同組合では、問題はより深刻ではなかろうか。組合員たる地位が終了したときにおける組合員出資の取消し・償還について、基本定款又は通常定款に定めがなされる。組合員が脱退すると内部資本勘定は閉鎖され、勘定残高は脱退者に払い戻される（第2章第2節）。解説書によると当期剰余金の50%が、mondragon協同組合では時代によって異なるが50~70%が同勘定に割り当てられる（第2節参照）。このような状況を前提にすれば、払い戻しが自己資本に与える影響は小さくないであろう。もちろん支払期日延期計画に基づく定時償還を定めることができ、一般的には加入金以外の部分の払い戻しについては脱退するのか否かに関係なく払い戻しがなされる。いずれにせよ内部資本勘定残高は一時的にしか留保できず払い戻す必要があるので、脆弱な自己資本という協同組合の弱点が顕著に現れるであろう。

確かに払い戻しについて、マサチューセッツ州法では以下のように規制されている。償還をなせば労働者協同組合の理事又は役員に責任が生じるであろう場合には、償還がなされてはならない（マサチューセッツ州法9条(b)項。同旨、アラバマ州法10-14-10条(b)項、ヴァーモント州法1090条(b)項、ニューヨーク州法92条2項、メイン州法1981条2項）。しかし詐欺的償還（fraudulent redemptions）や資本の許されざる枯渇（impermissible drains）について規制するにすぎない<sup>⑧</sup>。合法的に償還債務を組合が負担する点について何らの解決策も与えておらず、脱退が生じた場合における内部資本勘定残高の償還を本条は制限できない。たとえば①組合が経営不振に陥っているため、②組合の競争相手のもとで労務を提供するために脱退する場合でも、内部資本勘定残高の払い戻しを制限できない。

## 第2節 共同積立金勘定

内部資本勘定を設けている組合では、基本定款又は通常定款の定めにより共同積立金勘定（collective reserve account）を設けることができる（マサチュー

⑦ 脱退を通じた組合員による執行部の監督機能として捉えることも可能であるが、同機能は必ずしも十分に発揮されないとと思われる（拙稿「協同組合における外部監査の研究（要約）」神戸外大論叢51巻2号83-84頁（平成12年））。

⑧ Solomon/Kirgis, *supra* note<sup>⑬</sup>, at 261.

セッツ州法 9 条(d)項。同旨、アラバマ州法 10-14-10 条(d)項、ヴァーモント州法 1090 条(d)項、ニューヨーク州法 92 条 4 項、メイン州法 1981 条 4 項)。同勘定が設けられるのが通常である(模範通常定款例 3 条 1.C 項参照)。それゆえ共同積立金勘定は、内部資本勘定制度にとって不可欠の一部分といわれる。内部資本勘定協同組合には、共同積立金勘定が必ず設けられている(第 1 節「二」)。

損益計算の結果である当期剰余金のうち従事分量割戻し等各組合員に分配される部分以外が、共同積立金勘定に繰り入れられる(第 3 章第 2 節)。当期剰余金に占める共同積立金勘定繰入割合は、解説書によれば 50% が望ましいという。モンドラゴン協同組合では時代によって異なるが 30~50% である<sup>29</sup>。共同積立金勘定への繰入額について法定されておらず、理事会で毎年決せられるべき旨が模範通常定款例に定められているにすぎない(同定款例 3 条 2.D 項)。

共同積立金勘定が設けられる理由は、概ね以下の 3 点に集約しうる<sup>30</sup>。第一に、財務上の安定性である。内部資本勘定残高の払戻しによって、財務状態が悪化する(第 1 節「四」)。内部留保される当期剰余金すべてを内部資本勘定に繰り入れるのでなく、その一部を不分割の共同積立金勘定に繰り入れることによって、財務状況悪化の危険性が少なくなる。現組合員の経済的利益と組合存続に対する利益という相反する利益を調和しようとする。すなわち企業実体(business entity)としての協同組合は、長期に渡り存続していくために資本の充実に重きを置き、組合員にいすれば払い戻される内部資本勘定に繰り入れる額を少なくしたい。これに対し組合員は剰余金割戻しに关心を持つ。第二に、組合財産に対する組合員の権利は、市場取引がなされない点である。市場取引がなされない場合には、権利の金銭的価値が減少する。そのため価値減少分が不分割の共同積立金勘定に繰り入れられる。第三に、当期剰余金のすべてを内部資本勘定に留保したとしても、不確実な経済社会では完全に償還できるとは限らない。そこで留保する剰余金の何%かは不分割の共同積立金勘定に予め繰り入れる。共同積立金勘定に繰り入れられるべき剰余金は、内部資本勘定残高

---

(29) Frank T. Adams/Gary B. Hansen, *Putting Democracy to Work : A Practical Guide for Starting and Managing Worker-Owned Businesses* 93 (Rev. ed. 1992) ; Feldman, *supra* note<sup>(15)</sup>, at 6, 18 ; MacLeod, *supra* note<sup>(22)</sup>, at 31.

(30) cf. Ellerman/Pitegoff, *supra* note<sup>(6)</sup>, at 447 ; Feldman, *supra* note<sup>(15)</sup>, at 18.

の償還を確実にするための自家保険（self-insurance）といわれる。

理事会で定められたあらゆる法人目的（corporate purposes）のために、共同積立金勘定は利用される（マサチューセッツ州法 9 条(d)項。同旨、アラバマ州法 10-14-10 条(d)項、ヴァーモント州法 1090 条(d)項、ニューヨーク州法 92 条 4 項、メイン州法 1981 条 4 項）。共同積立金勘定は組合が存続する間は、個々の組合員が分配を受けることはできない（マサチューセッツ州法 10 条(b)項。同旨、アラバマ州法 10-14-11 条(b)項、ヴァーモント州法 1091 条(b)項、ニューヨーク州法 93 条 2 項、メイン州法 1982 条 2 項参照）。この意味で不分割（indivisible, undivided）といわれる。しかしここでいう「不分割」は、国際協同組合同盟の定める協同組合原則第 3 原則にある「不分割」資本と異なる。なぜなら解散の際、協同組合原則にいう不分割資本は組合員に分割できないのに対し、共同積立金勘定残高は組合員に分配可能だからである。

## 終わりに

以上、アメリカにおける労働者協同組合法、とりわけマサチューセッツ州法について紹介するとともに、ささやかな考察をした。マサチューセッツ州法では定款自治に委ねられている範囲が広範である。そこでより具体的な組織設計について考察すべく、マサチューセッツ州法を起草した ICA が作成した基本定款例・模範通常定款例も視野に入れた。本稿で取り上げたマサチューセッツ州法の 4 つの特徴は、他の協同組合法が知るところも少なくない。もっとも他の協同組合と異なり労働者協同組合の組合員は組合事業の利用者ではなく、組合事業に従事する者であり、この点に起因する差異は存在する。マサチューセッツ州法——及びその影響を受けて制定された諸州の法——に関する本稿での考察結果は、以下のように総括できよう。

第一に、組合員（社員）たる地位である。労務の提供を組合に行う自然人（従業員）に組合員たる資格が限られている。労務の提供をせず出資のみをする出資組合員は認められていない。マサチューセッツ州法に定めはないが、労務提供者の一定割合以上が組合員であることを要求する同州型法もある。組合による加入の承諾がなされたときでなく、出資の所有によって組合員たる地位

を取得すると解するのが自然である。労務の提供が終了すれば組合員たる地位を喪失するのは、労務提供者であることが組合員資格だからである。

第二に、管理運営への組合員参加である。とりわけ中核的位置を占める組合員総会における議決権を取り上げた。各組合員は平等の議決権すなわち 1 議決権のみ有する。出資組合員は認められていないが、資金調達の必要性に配慮して— 内部資本勘定協同組合は別にして— 非組合員に資本出資を発行できる。patronage のない資本出資所有者は原則として議決権を有しない。

第三に、経営成果の組合員への分配である。patronage 分量や内部資本勘定残高に基づいて割戻しないし利息の支払いがなされる。patronage とは、労働者協同組合をはじめとする生産協同組合では事業への従事を、それ以外の協同組合では事業の利用を意味する。資本団体化を回避するための利率（割戻率）制限は法定されていない。

第四に、資本構造である。内部資本勘定と共同積立金勘定という独特の資本構造について定めがある。加入金や追加出資が、組合員ごとに設けられる内部資本勘定に記入される。従事分量割戻しのうち、現金で支払われない部分も本勘定に留保される。返還が予定されている点で預り金的性格であり、株式会社における自己資本と異なる。内部資本勘定によって組合財産に対する各組合員の分け前は組合員たる地位から分離され、内部資本勘定で表される。当期剰余金のうち従事分量割戻し等各組合員に分配される部分以外が、共同積立金勘定に繰り入れられる。理事会で定められたあらゆる法人目的のために、共同積立金勘定は利用される。共同積立金勘定は組合が存続する間は、個々の組合員が分配を受けることはできない。この意味で不分割といわれる。